

# FCTオータススポーツ少年団 規約

## 第1条 (名称)

1. 本団体の名称は『FCTオータススポーツ少年団』と称する。
2. 本団体の略称は「FCTオータス」とし、各種登録等において略称を使用することができる。
3. 本団体の英語表記は「F.C.TORTOISE」または「F.C.TORTOISE Junior Sport-club Association」と表記し、表記書体は定めない。

## 第2条 (所在地)

本団体の所在地は、代表または、監督宅に置く。

## 第3条 (目的)

本団体は、サッカー競技を通じて、団員の競技規則の理解、技術や戦術の習得、体力の向上を目指すとともに、多様な団体活動を経験することにより、健全な心身の発達を促進することを目的とする。

## 第4条 (運営)

1. 本団体は、団員及び会員による自主的かつ地域に根ざした運営とする。
2. 本団体の運営及び活動は、非営利目的であり、商業目的とする活動ではない。
3. 本団体の運営及び活動は、勝利至上主義であってはならない。

## 第5条 (指導方針)

1. 本団体は、『亀のようにゆっくりと だが確実に前に進もう』の方針のもと団員を指導する。
2. 本団体は、すべての会員のサッカー競技への関わりが「楽しく」なるよう心掛ける。
3. 本団体は、団員の活動内での成功体験を「褒める」ことにより、さらなる成長を即すように心掛ける。
4. 本団体は、団員の「自主性」を重視し尊重する。
5. 本団体は、団員が将来に渡りサッカー競技に親しんで行くための「心技体」の基礎作りを心掛ける。

## 第6条 (活動拠点)

本団体は、神奈川県横浜市泉区を活動拠点とする。

## 第7条 (活動年度及び活動日)

1. 本団体は、4月1日から翌年3月31日を活動年度とする。
2. 本団体は、原則として土曜日、日曜日、祝祭日を活動日とする。

## 第8条 (登録)

本団体は、「神奈川県サッカー協会」、「横浜サッカー協会」及び「泉区サッカー連盟」に登録する。

## 第9条 (カテゴリー)

本団体は、基本的に次に定めるカテゴリーで活動する。ただし、団員の上位カテゴリーでの活動は妨げない。

カテゴリー (クラス)	対象
U12	基本は12歳以下とする。 男子：小学校6年生、5年生 女子：小学校6年生、5年生
U10	基本は10歳以下とする。 男子：小学校4年生、3年生 女子：小学校5年生、4年生、3年生
U8	基本は8歳以下とする。 男子：小学校2年生、1年生、未就学児 女子：小学校3年生、2年生、1年生、未就学児

## 第 10 条 (団員及び会員資格)

1. 第 12 条 (入会) に定める所定の入会手続きを完了した小学生児童及び未就学児を団員とする。
2. 団員は第 6 条 (登録) に定める登録対象となる協会及び連盟にメンバー登録される。
3. 団員の保護者及び保護者以外の役員は会員となる。
4. 団員資格は、卒団または退会によって喪失する。
5. 団員の保護者の会員資格は、前項の団員資格喪失によって喪失する。
6. 保護者以外の会員資格は、選任されていた役員の解任によって喪失する。

## 第 11 条 (役員及び任期)

1. 本団体に次の役員を置くものとし、役員の間務はこれを妨げない。また、役員会は必要に応じて役員権能を変更することができる。

役員名	定数	権能
代表	1 名	本団体を代表する。
監督	1 名	代表の意向を受け、活動現場を総括する。
副監督	不定	必要に応じて選任する。監督を補佐し、監督に準ずる活動を行い、監督不在の場合は監督を代行する。
指導者	若干名	監督及び副監督の意向を受け団員の技術指導を行うとともに、監督及び副監督を補佐する。 なお、指導者はその活動状況に応じてコーチ、アドバイザー等の名称で活動することができる。
父母代表	1 名	保護者 (会員) を代表し、代表、監督、副監督及び指導者に対する窓口とする。
父母副代表	1 名	父母代表を補佐する。
学年役員	若干名	各カテゴリーもしくは学年毎に選任し、そのカテゴリーもしくは学年の取り纏めを担当する。
会計	1 名以上	本団体の一般活動における収入、支出及び保険や各種登録の事務処理を担当する。
合宿役員	不定	合宿全般を担当し、合宿における収入、支出及び必要に応じて合宿積立金の事務処理を行う。
会計監査	1 名以上	活動年度の会計監査を担当する。

2. 選任、解任及び任期

役員名	任期
代表	① 就任者または候補者の意向及び第 11 条 (組織体) に定める指導者会の総意を持って選任、解任が行われる。 ② 任期は定めない。
監督	
副監督	① 就任者または候補者の意向及び第 11 条 (組織体) に定める指導者会の総意を持って選任、解任が行われる。 ② 任期は定めない。
指導者	
父母代表	① 総会において選任、解任が行われる。 ② 任期は活動年度の 1 年間とする。
父母副代表	
学年役員	③ 団員が在籍している期間の再任は妨げない。 ④ 役員が団員の退会により会員資格を失う場合は、活動年度末までの期間を任期とする後任を第 11 条 (組織体) に定める父母会で選任する。
会計	
合宿役員	⑤ 役員が団員の休会等により役員活動が困難な場合は、一定期間において他の会員に役員を委託することができる。委託については受託者の了承を確認した父母代表が決定する。
会計監査	

## 第 12 条 (組織体)

本団体に次の組織体を置くとともに、必要に応じて議会を開催し円滑な運営に努めるものとする。

名称	機関
総会	<ul style="list-style-type: none"><li>① 本団体の最高議決機関である。</li><li>② 代表もしくは父母代表が召集する。</li><li>③ 年度末には年次総会を開催しなければならない。年次総会では、以下について役員が報告し、必要に応じて会員の承認を得なければならない。<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 当年度活動結果</li><li>(2) 当年度会計決算</li><li>(3) 次年度予算</li><li>(4) 当年度合宿会計決算、合宿積立金</li><li>(5) 役員を選任及び解任</li><li>(6) 次年度活動計画</li><li>(7) その他</li></ul></li><li>④ 会員の 3 分の 2 以上の開催要求があった場合、または指導者会からの開催要求があった場合は総会を開催しなければならない。</li><li>⑤ 総会は委任状の提出を含め、会員の過半数の出席により成立する。</li><li>⑥ 総会における議決権の単位は団員 1 家庭につき 1 個とし、指導者会メンバーは各 1 個を有するものとする。</li></ul>
会計監査委員会	<ul style="list-style-type: none"><li>① 必要に応じ本団体の会計監査を行う。</li><li>② 代表もしくは父母代表が召集する。</li><li>③ 本委員会は任意の会員で構成される。</li></ul>
役員会	<ul style="list-style-type: none"><li>① 本団体の最高執行機関である。</li><li>② 代表もしくは父母代表が召集する。</li><li>③ 代表、監督、副監督、指導者、父母代表、父母副代表及び他の必要な役員から構成される。</li><li>④ 必要に応じて議会を開催する。</li></ul>
指導者会 (コーチ会)	<ul style="list-style-type: none"><li>① 本団体の指導者による活動内容の立案機関である。</li><li>② 代表もしくは監督が召集する。</li><li>③ 代表、監督、副監督及び指導者で構成される。</li><li>④ 必要に応じて議会を開催する。</li><li>⑤ 議会は父母代表、父母副代表も参加することができる。</li></ul>
父母会	<ul style="list-style-type: none"><li>① 本団体の保護者会員による連絡会である。</li><li>② 父母代表もしくは父母副代表が召集する。</li><li>③ 必要に応じて議会を開催する。</li></ul>

## 第 13 条 (入会)

1. 入会を希望する小学生児童もしくは未就学児の意思に同意した保護者が、入会申込書を父母代表経由で代表に提出し、代表が受領することにより入会とする。
2. 新入団員については、父母代表が会員に通達する。

## 第 14 条 (団員活動用具)

1. 当団体での活動に必要な団員個人の用具は入会案内等により案内し、会員の判断に基づき、各団員及び会員が準備する。
2. 団員の試合用ユニフォーム (正・副 2 着以上) は当団体が貸与する。
3. 個人の責による、瑕疵、紛失、色落ち、その他ユニフォームとして機能できなくなった場合は、その全額を賠償して頂きます。

## 第 15 条 (活動責任)

1. 本団体の団員の活動は保護者である会員の責任において行われる。
2. 本団体のすべての活動は監督の指揮下に行われるものとする。
3. 活動に影響を及ぼすと思われる団員の体調不良、病気、怪我、季節的疾患等の事項がある場合には、会員は事前に監督もしくは指導者に連絡しなければならない。

## 第 16 条 (活動内容)

1. 本団体の活動内容は次項に定めるものとする。なお、団員の本団体外部での活動を妨げない。
2. 登録団体の主催試合
3. 当団体主催または他団体から招待される招待試合、フレンドリーマッチ、練習試合、練習
4. 当団体として参加するマラソン、駅伝等のスポーツ競技
5. 合宿、レクリエーション、体験会、親子サッカー、卒団式等のイベント
6. その他監督が定めた活動

## 第 17 条 (活動場所)

1. 本団体の活動場所は活動拠点における小学校グラウンドもしくは各種試合の開催地とし、各種試合開催地は、その都度監督が決定し会員に通知する。
2. 合宿地、イベント等の活動場所については、その都度定める。
3. 活動の必要性に応じて神奈川県内の各地に遠征し、活動場所とする場合がある。

## 第 18 条 (合同チームの結成)

1. 本団体は、各カテゴリーでの活動において、必要に応じて他チームと合同チームを結成して活動する場合がある。
2. 前項による合同チームを結成する場合は、合同する他チームや合同条件を監督が決定し、副監督、該当カテゴリーの指導者及び会員の承認を得るものとする。
3. 合同チームを結成する場合は、合同チームでの活動期間や当団体の役割等をあらかじめ定めるものとする。

## 第 19 条 (活動費及び合宿積立金等)

1. 活動費、合宿積立金、その他活動に必要な費用の徴収については、役員会で決定し、入会案内等に金額及び徴収時期を明示する。
2. 各カテゴリーで必要な遠征費については、学年役員が徴収する。
3. 会員は正当な理由なく活動費等の徴収を妨げてはならない。また、会員は活動費等の納付の責任を有する。
4. 活動費及び合宿積立金は本団体名義の銀行口座で管理することができる。

## 第 20 条 (スポーツ安全保険)

1. すべての団員及び活動に従事する役員は、スポーツ安全保険に加入しなければならない。
2. 会員は、希望によりスポーツ安全保険に加入する事ができる。
3. 障害に対する保障は、保険適用範囲内とする。
4. 活動年度最終月に、翌年度の団員及び会員のスポーツ安全保険費を納入する。
5. 新入団員及び会員については、入会手続き時に納入する。
6. 役員のスポート安全保険に関しては活動費より支出する。

## 第 21 条 (審判登録)

1. 本団体の活動において、指導者は可能な限り日本サッカー協会の審判登録を行う。
2. 前項の資格取得費用、登録費用、初回レフェリーシャツの購入費用は本団体の活動費より支出する。
3. 指導者の審判資格の更新費用は、本団体の活動費より支出する。

## 第 22 条 (指導者登録費用)

1. 本団体の活動において、日本サッカー協会の公認指導者ライセンスを取得し、指導者登録しようとする指導者の資格取得及び登録費用は原則自己負担とするが、代表の承認により本団体の活動費より支出することができる。
2. 指導者の公認指導者ライセンスの更新費用は原則自己負担とするが、代表の承認により本団体の活動費より支出することができる。

### 第 23 条 (休会)

1. 団員もしくは会員の事情により、団員が一定期間活動出来ない場合には、会員である保護者が父母代表及び代表に休会を申請し、代表の承認をもって休会とする。
2. 休会期間の活動費は免除する。
3. 休会期間は原則 6 ヶ月以内とする。

### 第 24 条 (退会)

1. 自己都合により退会する場合は、当該団員の同意のうえ会員である保護者が、父母代表及び代表に届け出る事により退会とする。
2. 指導者会は、本団体の秩序を著しく乱すもしくは集団行動が不可能と判断した団員については、一時休会させ、また以後については退会させる事ができる。
3. 代表は、本団体の活動費及び合宿積立金等を滞納する団員については、一時休会させ、また以後については退会させる事ができる。
4. 退会の際、原則として活動費の返納は行わないが、退会時において徴収済み活動費が 1 か月以上残っている場合は 1 か月単位での返納を行う。また合宿積立費がある場合は返納する。但し、状況に応じて全額返納できない場合がある。

### 第 25 条 (卒団)

団員は、小学校 6 年生の活動年度末日をもって卒団とする。

### 第 26 条 (個人情報)

1. 本団体は団員及び会員の個人情報の取り扱いに留意し、当該会員の許可なく本団体外部に提供してはならない。
2. 各種登録時には当該会員の許可なく団員の個人情報は、当該会員の許可なく使用することができる。
3. 当団体ホームページには団員の個人情報の一部を掲載することができる。
4. 団員は、本団体の配布物、ホームページ等に掲載される写真等において肖像権を放棄する。ただし、団員の肖像権放棄が認められない会員は代表もしくは父母代表に届け出るものとする。
- 5.

### 第 27 条 (慶弔)

慶弔については代表もしくは監督の発案で実施する。なお、役員会の承認を得ることを原則とする。この場合事後でもよしとする。

### 第 28 条 (協議)

本規約に定めのない事項が生じたとき、もしくは本規約の定め疑義が生じたときは、役員会において速やかに誠意を持って協議し決定する。なお、必要に応じて規約を改正する。

### 第 29 条 (規約改正)

本規約は、総会において会員の過半数の承認をもって改正することができる。

### 付 則

本規約の施行は、1996年4月1日とする。

1997年2月 一部改正

1999年2月 1日 一部改正

2012年2月26日 改正

2019年2月23日 一部改正

2020年2月22日 一部改正